

## 監査上の主要な検討事項（KAM）に関する Q&A 集・後編

2019年12月4日  
公益社団法人日本監査役協会  
会計委員会

### 3. 実務上のポイント・後編

#### （3）期中

Q3-3-1 期中において、監査役等として対応すべき事項はどのようなものでしょうか。

A. 監査人は、財務諸表の監査の過程で監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から監査上特に注意を払った事項を選定し、その中から職業的専門家として特に重要であると判断した事項を KAM として決定します。監査人が KAM を最終的に決定するのは監査報告書の内容を確定する時点になりますが、当該期の監査の過程においては、期初の監査計画策定の段階で KAM の候補を選定し、期中の監査活動の進捗状況を反映して適宜見直し（追加、絞り込み、入替え）が検討されます。

KAM は、

- ・特別な検討を必要とするリスクが識別された事項又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項
  - ・会計上の見積りなど、経営者の重要な判断を伴うため、監査人の重要な判断が必要となった事項
  - ・当年度に発生した重要な事象又は監査に大きな影響を与える取引等を考慮して監査人が絞り込みますが、
  - ・固定資産やのれんの減損、各種引当金
  - ・収益認識（工事進行基準、変動対価、履行義務の識別と取引価格の配分など）
  - ・税金計算（繰延税金資産の評価など）
  - ・関連当事者との重要な取引又は通例でない重要な取引
- 等が例として挙げられます。

こうした監査人による KAM 候補の見直しは、監査の過程で随時行われるものです。監査人が監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな事実が発見された場合が見直しの契機となることが多いと思われます。監査役等が監査人の監査に影響を及ぼすと判断した事象を監査人に伝達した場合も契機となると考えられますが、リスクの先送りとならぬよう監査役等は受け身にならずに能動的に対応することが望まれます。この KAM 候補の見直しは重要なプロセスではありますが、期中も監

査人の監査に影響を及ぼす事象が発生すれば監査役等と監査人の間で随時協議を行っていることと思われますので、基本的には監査計画策定時と同様、監査人とのコミュニケーションに本質的な変化があるわけではありません。

また、監査人による四半期レビューの実施状況報告における重点監査項目の検討状況の説明は、KAM 候補に対する監査の実施状況を確認するよい機会ですので、監査人から監査の状況について説明を受けるとともに、意見交換を通じて相互に監査の状況に関する理解を深めるよう十分な協議が必要となります。

なお、KAM 候補の見直しについても、監査計画策定時と同様、執行側との十分なコミュニケーションが必要です。特に、KAM 候補に関連する財務諸表又はそれ以外の手段による開示状況と KAM の記述に未公表情報を含める必要があるかについては、監査人に都度十分な説明を行うよう促すことが重要です。監査役等が監査人の見解に同意している一方で執行側が追加的な情報開示に難色を示しているような場合、監査役等は、必要に応じ、執行側に対して「株主や投資家といった利用者の信頼を得、ひいては持続的な企業価値の向上には当該情報の開示が必要である」旨の見解を表明するとともに、開示の方法と内容につきグローバル標準の開示基準を参考にする等複数の視点で十分に議論を行い、執行側の理解を深めることが求められます。

**Q3-3-2** 経営者又は監査役等が、監査人に、ある特定の領域について重点的に監査してほしい旨要請したような場合には、それが KAM の一つとして記載されることになるのでしょうか。

A. 経営者又は監査役等が重点的に監査するよう要請するのは、企業の健全性にとって重要と判断した結果ですので、KAM の候補となる可能性はあります。

ただし、KAM（候補）とならなかった場合でも、監査人の監査は財務諸表全体に対して行われますので、監査役等としては、自身が重要と考える事項に関する監査の状況を、四半期レビュー時等を含め都度監査人に確認し、意見交換を行うことが求められます。

#### （４）期末（監査報告書作成時）

**Q3-4-1** 監査人が監査報告書を作成する段階において、監査役等はどうのような対応をすべきでしょうか。これまでの実務と異なる点はあるのでしょうか。

A. 監査人は、期末において監査報告書のドラフトを作成する段階で、期中に検討されてきた KAM 候補の最終的な絞り込み・決定を行います。したがって、監査役等は、監査人から提示される KAM のドラフトに対して、以下のポイントから確認することが考えられます。

1. KAM として選定される項目の中に、監査役等と協議が行われていないものが含まれていないか。
2. KAM の記載内容に事実と異なる内容が含まれていないか、また、誤解を与える表現になっていないか。
3. KAM として選定される趣旨が利用者にとってわかりやすくなるよう、会社の固有の情報に記載されているか。画一的な記載になっていないか (Q1-3-8 参照)。
4. KAM の記載に会社の未公表情報が含まれている場合、監査人の守秘義務が解除される正当な理由の範囲内か (Q1-3-3 参照)。

監査報告書の作成段階に至るまで十分な協議が行われていない場合には、作成段階で初めて KAM の項目や記載内容・詳細さの程度について見解の相違が顕在化するおそれがあり、そうした事態を可能な限り回避するために、期初の候補の選定や期中の見直しに際し、監査役等、監査人、執行側の間で綿密に協議を行うとともに、KAM の候補となる事項に関連する会社側の開示状況についても協議を尽くすことが望ましいと言えます。

そのような見解の相違が発生した状況において、監査役等は安易に妥協を促すべきではありませんが、執行側と監査人両者の見解を吟味し、負託を受けている株主等のステークホルダーにとって何が適切かについて執行側や監査人と協議を重ねることが求められます。

監査人の監査報告書の内容は、株主や投資家といった監査報告書の利用者の議決権行使や投資行動に影響を与える可能性がありますので、仮に執行側と監査人との間の重大な見解の相違が解消せずに監査報告書が公表された場合には、執行側としてはそれに対し自身の見解を何らかの形で開示することも考えられ、監査役等は、両者の見解の相違に対しどのような対応をしてきたのか、言い換えると善管注意義務を果たしているか、株主総会等で問われる可能性もあります。監査役等は、見解の相違については、自身の見解と対応につき説明できるように整理しておく必要があります(株主総会での対応については Q3-5 を参照)。

**Q3-4-2** 最終的に監査人が KAM の選定及び監査報告書への記載内容を確定する段階においても、選定事項や監査報告書における表現について監査役等と監査人との間に見解の相違があった場合、監査役等としてはどのように対応すべきでしょうか。

A. KAM は監査役等と協議された事項の中から選定されるものの、最終的には監査人が決定するものであり、必ずしも監査役等と監査人との間に見解が完全に一致していることが求められるわけではありません。期中から協議を重ねてもなお見解の一致に至らなかった事項が KAM として選定されたり、あるいは逆に選定されなかったりすることも考えられますし、監査報告書における表現についても最終的に見解の一致に至らないこともあり得ます。

KAM として選定される項目については、監査計画策定の段階から適宜 KAM 候補及びそ

の内容について協議を重ねることにより、監査報告書作成の時点では重大な見解の相違が生じる可能性は少なくなり、仮に見解の相違が残るとしても、お互いの拠るべきところは明らかになっていると考えられます。監査役等が KAM に該当しないと考える事項が KAM に含まれている場合、又は KAM の表現に疑問がある場合は、再度、当期の監査における他の項目との相対的重要性の観点に基づき項目の選定が適切か、又は KAM の趣旨（監査人の守秘義務の観点を含む）に照らして記載内容が適切かについて監査人と協議する必要があります。監査役等が KAM に該当しないと考える事項を監査人が監査すること自体を問題にする必要はありませんが、監査の効率性の観点から内容を確認する必要があります。また、監査役等が KAM とすべきと考えた事項が KAM として選定されていない場合でも、監査の過程でしっかりと対応できているかどうかを確認することにより、監査人の監査の方法の相当性を評価することが必要です。

また、監査報告書において監査役等の見解と異なる項目が選定されたり、異なる表現がなされた場合には、自身の見解と対応について説明できるように整理しておく必要があります。

**Q3-4-3** 会社法上の会計監査人の監査報告書における KAM の取扱いはどうなるのでしょうか。

A. 企業会計審議会監査部会の議論では、現行の実務スケジュールを前提とすると会社法上の監査報告書に KAM を記載するには解決すべき課題があるとされたことから、会社法上の会計監査人の監査報告書への KAM の記載を義務付けることは見送られ、任意とされています。そのため、任意で記載するか否かについては、通常個社の事情を踏まえ、監査契約締結時に執行側、会計監査人、監査役等の間で協議することになります。その一方で、株主の視点からは、計算関係書類の理解を深めるため、会計監査人の監査報告書に KAM が記載されることが望まれることも考えられます。

通常の場合、会社法上の会計監査人と金融商品取引法（以下、「金商法」という。）上の監査人は同一であり、会社法上の監査と金商法上の監査は実務上一体として実施されているため、会社法上の会計監査人としての監査報告書の作成までに KAM の選定及び記載内容が確定できるのであれば、会計監査人の監査報告書に KAM を記載することも考えられます。その場合、KAM の選定と記載内容の確定時期については、例えば、3月決算、6月末定時株主総会の会社では、現状の日程を前提とすると、5月の半ばには執行側による会社法上の開示内容の確定と会計監査人の監査報告書の作成が必要であり、実質的に相当程度（約1か月）の前倒しとなります。

しかしながら、現在の会社法と金商法の二元的な開示制度の下では、業態や事業の内容が複雑であったり、KAM の記載に際して監査人から追加の開示が求められるような場合は、有価証券報告書の記載内容を確認する前に KAM を選定かつ記載内容を確定することは基

本的に難しいと言えます。また、会社法上の会計監査人の監査報告書の作成までに有価証券報告書の記載内容をほぼ確定させておくために、有価証券報告書を株主総会招集通知発送期限までに作成することも、1か月程度の前倒しが必要になると想定され、やはり難しいと言えます。

有価証券報告書提出会社においては日本特有の会社法と金商法の二元的な開示制度が大きな負担となっていることから、現在、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組が議論されているところであり、会社法上の会計監査人の監査報告書に KAM を記載するか否かの問題については、今後の動向を注視していく必要があります。

Q3-4-4 監査役等の監査報告書の記載は、KAM によって何らかの影響を受けるのでしょうか。従来の内容を修正する必要があるのでしょうか。

A. 会社法に基づく会計監査人の監査報告書に KAM を記載することは、前述 (Q3-4-3) にあるとおり、会社法と金商法の二元的な開示制度の下で、開示対応を含めスケジュール的に対応が可能かなどを、会計監査人、監査役等及び執行側が個社の状況を踏まえて協議・検討し、慎重に判断する必要があります。また、監査役等の監査報告書への影響については、会社計算規則は、監査役等の監査報告書に最低限含めなければならない事項のみを定めており、記載が明示的に求められていない事項についても、監査報告の趣旨に沿っている限り、追加的に記載することができます。KAM は監査役等と協議した事項の中から監査人が特に重要である事項として選定されますので、監査役等が会計監査人の監査の方法を評価するに当たって KAM 候補となった事項は考慮すべき事項の一つと考えられ、会計監査人の監査報告書への KAM の記載の有無にかかわらず、現行の会社計算規則でも監査役等の監査報告書において監査人と KAM について協議した旨並びにその概要に言及することは可能と考えられます<sup>1</sup>。ただし、通常監査役等の監査報告書や定時株主総会の場で KAM に関する議論を開示し、何らかの見解を示す必要が出てくるのは、会計監査人の対応に対し否定的な見解であり、しかもそれが監査の方法としての相当性に影響を及ぼす重大な見解の相違である場合に限られると思われ<sup>2</sup>。そして、会計監査人と十分なコミュニケーションを行っていれば、そのような重大な見解の相違が起こる可能性は極めて低いと想定されます。

---

<sup>1</sup> 会社計算規則上、監査役等は会計監査人の監査の方法と結果の相当性の判断だけでなく、自身の監査の方法及び内容を監査報告書に記載することが求められていますので、会計監査人の監査報告書への KAM の記載の有無にかかわらず、自身が考える重点項目を監査報告に記載することは可能です。

<sup>2</sup> KAM として選定されるか否かにかかわらず、会計監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手して監査意見に至っている場合には、監査の方法は相当であると判断されるため、監査役等が KAM に該当すると考える項目と異なる項目が KAM に選定されていることのみをもって監査の方法が相当ではないという判断に至ることはないと考えられます。

前述を踏まえ、会社法に基づく会計監査人の監査報告書への記載の有無により、監査役等の監査報告書における取扱いを考えると、以下のようになります。

(1) 会社法上の会計監査人の監査報告書に KAM が記載されていない場合

監査役等の監査報告書の作成や定時株主総会の開催時点では、金商法に基づく監査人の監査報告書はほとんどの会社では発行されておらず、KAM の表現等については未公表の状況にあることも十分に想定されます。そのため、監査役等が会計監査人の監査の方法の相当性を判断するに当たり、会計監査人との KAM の議論を考慮するとしても、議論のベースが明らかではないことが考えられます。

もっとも、極めてまれなケースと想定されますが、金商法上の監査人の監査報告書における KAM の記載が、会社法上の監査役等の監査報告書が作成されるまでに行われた会計監査人とのコミュニケーションの内容と異なっており、監査役等が当該 KAM の記載に対し否定的な見解を持つ場合には、その旨の意見表明を行わなければ当該 KAM の記載内容を相当と判断しているものと解釈されるおそれがあり、内容次第では監査役等が定時株主総会の場で質問を受けることも考えられます。ほとんどの会社では、定時株主総会の開催時には KAM の内容が確定していますので、Q3-4-1 にあるように自身の見解と対応について整理しておく必要があります（コメントをする際の留意点については Q3-5-3 を御参照ください）。

(2) 会社法上の会計監査人の監査報告書に KAM が記載されている場合

会社法上の会計監査人の監査報告書に KAM が記載されていて、監査役等が会計監査人の監査報告書における KAM の記載内容に否定的な見解を取る場合には、その旨を記載することが必要となります。KAM の記載内容について監査役等が意見を表明する場合にどのように行うかは、現状不透明であります。監査役協会が策定している監査報告書のひな型のように「会計監査人の監査の方法及び結果は相当である」と記載すれば、それまでの会計監査人との議論を踏まえて KAM の選定及び記載内容も相当であると判断したと解釈されるのではないかと考えられます<sup>3</sup>。したがって、監査役等が会計監査人の監査報告書における KAM の記載内容に否定的な見解で、かつ監査の方法の相当性の判断に影響がある場合には、その内容を会計監査人の監査の方法又は結果が相当でない理由として記載することになると考えられます。

---

<sup>3</sup> 会社法上は、会計監査人の監査が相当ではないと認めたときにその旨と理由を監査役等の監査報告書に記載することが求められている（会社計算規則第 127 条第 2 号（監査役設置会社）、第 128 条第 2 項第 2 号（監査役会設置会社）、第 128 条の 2 第 1 項第 2 号（監査等委員会設置会社）、第 129 条第 1 項第 2 号（指名委員会等設置会社））。

会社法上の KAM の取扱いについては、会計監査人の監査報告書に KAM を記載してもよいということ以外にはこれまで議論はほとんどされておらず<sup>4</sup>、KAM が監査役等の監査報告書にどのような影響を及ぼすかについては、今後の動向を注視する必要があります。

(5) 株主総会に向けた対応

**Q3-5-1** 株主総会で質問が予想される KAM は、どの時点での KAM でしょうか。

A. 多くの会社では、有価証券報告書は株主総会終了後に提出されるため、金商法上の監査報告書も株主総会終了後に公表されます。したがって、会社法上の会計監査人の監査報告書に任意で KAM が記載されない限り、株主は、株主総会の時点では約 1 年前に開示された有価証券報告書に含まれる監査報告書に記載された KAM しか知り得ないことになります。しかしながら、多くの株主の関心は、株主総会終了後に提出される監査報告書における KAM の内容にあると思われ、1 年前に開示済みの KAM についての質問も、提出予定の当年度の金商法上の監査報告書における KAM の項目がどのように変化しているのか、監査期間中にどのような議論が行われたのかといったものになるのではないかと思います。一方、これらの質問に対する答弁内容は、株主総会当日では有価証券報告書は未提出のため、限定的にならざるを得ない面があると思われれます。

**Q3-5-2** 株主総会において株主からの KAM に関する質問に備え、会社として事前に準備すべき事項は何でしょうか。備えとして、監査人に株主総会への出席を求めるべきでしょうか。

A. 株主の質問が想定される事項について想定問答を作成することとなりますが、回答の内容に加えて、誰が回答すべきかを執行側、監査役等、会計監査人の間で協議の上、決定する必要があります。KAM の選定理由や監査上の対応に関して株主から質問がなされることが考えられますが、後述のとおり、会計監査人が株主総会で意見を述べるには株主総会の決議が必要となりますので、決議に応じて会計監査人が回答を分担する場合は、速やかに回答できるように会計監査人に別室で待機してもらうなどの対応が必要となります。会計監査

---

<sup>4</sup> 法務省からは、KAM は会社計算規則第 126 条第 1 項第 1 号にいう「会計監査人の監査の方法及びその内容」に含まれると整理することができるとの考えが示されている一方、実務のあり方、ニーズに合わせて法務省令を整備する観点からは、会社法に基づく会計監査報告の内容として KAM に関する事項を加えるべきとの議論次第では、会社計算規則においても会計監査報告の内容として KAM に関する記載を加えることも検討するとの考えも示されていますが（平成 30 年 1 月 26 日、企業会計審議会第 41 回監査部会議事録・竹林俊憲幹事（法務省民事局参事官））、現時点で会社法上の KAM の位置付けは明確化されていないのが現状です。

人が不在となる場合<sup>5</sup>は、会計監査人と協議を行っている監査役等が回答を求められる可能性があります（Q3-5-3 参照）<sup>6</sup>。

会社法上の会計監査人の監査報告書に KAM の記載がない場合、KAM に言及した質問としては、Q3-5-1 に記載したとおり、多くの場合未発行の監査報告書における KAM に関するものと考えられます。そこで、監査計画策定の段階から、前年の KAM の取扱いについて意見交換を行い、監査報告書作成時には、変化とその理由を明確にしておく必要があります。

選定を行う会計監査人（監査人）が株主総会で意見を述べることができるのは、計算書類が法令又は定款に適合するかどうかについて監査役等と意見が相違する、若しくは会計監査人の出席を求める株主総会の決議がある場合に限られます（会社法第 398 条第 1 項、第 2 項）。KAM の選定状況についての質問とその後の応答の結果出てくる質問が考えられますが、KAM は意見表明ではありませんので前者には該当せず、会計監査人が対応するためには株主総会の決議が必要となります<sup>7</sup>。会計監査人に対応してもらうために会社側が動議（会社法 309 条第 5 項但書）を提出できるかについては、学説が分かれていることに加え、そもそも株主総会の決議が得られない場合も考えられますので、監査役等はそういった事態に備えて対応を想定しておく必要があります<sup>8</sup>。応答の結果出てくる質問については、KAM として選定される可能性のある事項について会社側としてどのような対応を考えているのかといった質問が考えられます。例えば会社のビジネスモデルや将来の事業計画に関する事項であれば執行側が対応することになりますし、監査役等と監査人のコミュニケーション（KAM の選定についてどのようなコミュニケーションを行ったのか）や監査役等の見解に関する事項であれば、監査役等が対応すべきこととなります。

会社法上の会計監査人の監査報告書に KAM の記載がある場合は、監査役等が行った KAM の内容の相当性の判断について監査役等に説明が求められることが考えられます。

---

<sup>5</sup> 株主総会で会計監査人の出席を求める決議がなされた場合には監査人は出席義務を負いますが、例えば他社との総会開催日の重複等により、出席を確保するための努力がなされたにもかかわらず出席ができないケースが考えられます。

<sup>6</sup> 株主総会が認めた場合、会計監査人の見解を監査役等が代読する方法もありますが、株主に対する説明責任の観点からは可能な限り会計監査人が出席できる方法を検討すべきと考えられます。

<sup>7</sup> 同条 1 項は監査意見についての相違についての規定であり、KAM について見解の相違がある場合は該当しないとされています。そのため、株主総会において KAM に関し監査人の出席が求められるのは、同条 2 項に基づく決議によることになると考えられます。

<sup>8</sup> 株主総会付議を確実なものとするために、あらかじめ株主総会の議題に含めておく方法も考えられます。



**Q3-5-3** 株主総会において株主から監査役等に対して **KAM** に関する質問があった場合に、どのように対応すべきでしょうか。

A. 監査役等が対応すべき事項については前述のとおりですが、監査役等は **KAM** の選定主体ではないので、監査人とのコミュニケーションの状況についての説明と監査役等としての見解を示すことが基本となります。加えて、会社法に基づく会計監査人の監査報告書に **KAM** が含まれている場合や有価証券報告書が株主総会前に提出されている場合は、それらに記載された **KAM** について監査役等としての見解も求められる可能性があります。

また、対応に際して未公表情報に言及せざるを得なくなることも考えられます。監査役等は、適切な表現になっているか留意するとともに、フェアディスクロージャーの観点も考慮して答弁する必要があり、必要に応じ執行側に開示を働きかけることも重要です。

以上